

保 健 課 か ら の お 知 ら せ

保険証は適切に使用していますか？

共済組合の組合員の資格喪失又は被扶養者の認定取消後に、共済組合の組合員証又は被扶養者証（以下、保険証という）を使用した場合、共済組合が負担した医療費の返納依頼をする場合があります。

たとえば…

Aさんは長男を扶養していましたが、平成29年4月1日に長男が就職したため、長男はAさんの扶養から外れました。

4月3日、長男は発熱のため、病院にかかり、共済組合の保険証を病院の窓口で提示しました。

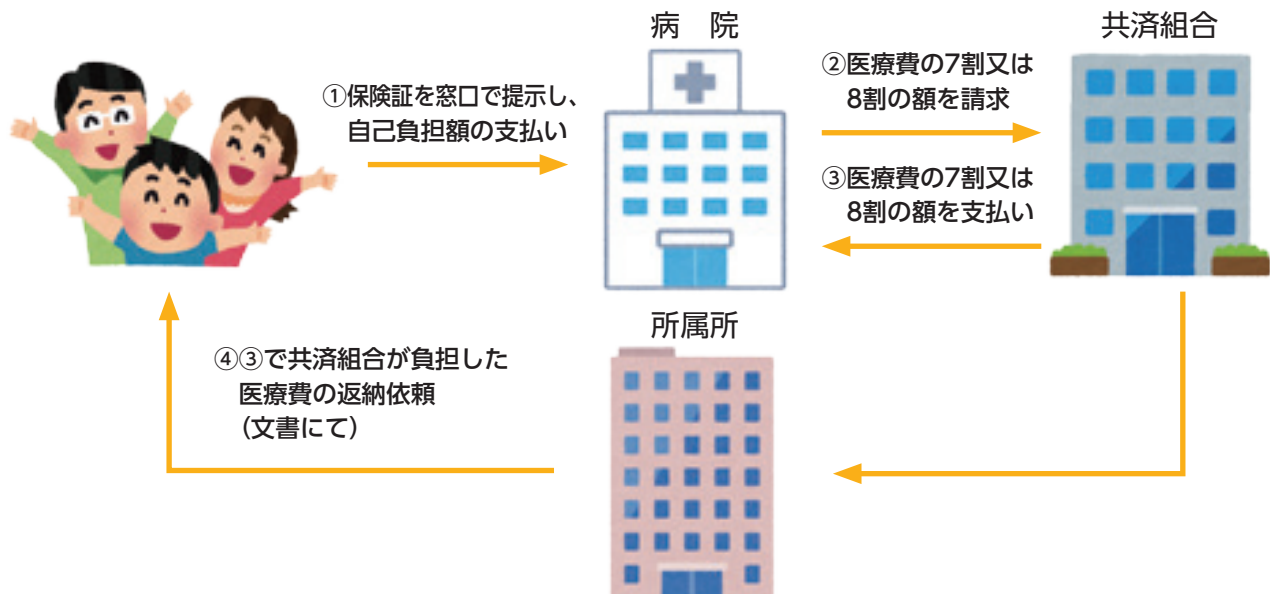


本来、4月1日以後、長男は共済組合の被扶養者としての認定を取り消されているため、保険証を使用することはできません。

そのため、共済組合が負担した医療費については、組合員であるAさんに返納していただくこととなります。（共済組合から所属所を通して返納依頼を行います。）

※返納した医療費は、新たに加入した健康保険へ請求可能な場合があります。請求方法については新たに加入した健康保険へ問い合わせてください。

< 受診から医療費の返納依頼までの流れ >



上記の例のように保険証を不正に使用すると、組合員に以下の負担がかかります。

医療費返納による組合員の負担

- ①一時的な医療費の負担
- ②医療費の返納手続き
- ③新たに加入した健康保険へ医療費を請求するための手続き

**保険証は適正に使用し、
使用できなくなった証は速やかに所属所へ返却しましょう！**